

# 平成25年度

## 情報公開・個人情報保護制度の利用状況

▽表1 情報公開請求の実施機関別状況

実施機関	請求 件数	公 開		一部公開		不存在	非公開
		閲覧	写し交付	閲覧	写し交付		
市 長	11件	—	4件	—	5件	1件	1件
教 育 長	2件	—	1件	—	1件	—	—
合 計	13件	—	5件	—	6件	1件	1件

▽表2 個人情報開示請求の実施機関別状況

実施機関	請求 件数	開 示		一部開示		不存在	非開示
		閲覧	写し交付	閲覧	写し交付		
市 長	7件	—	7件	—	—	—	—

情報公開・個人情報保護制度は、市が持つ情報を広く公開するとともに、個人情報を適正に取り扱うために設けられている制度です。今月は平成25年度の公開請求状況や請求から公開・開示までの流れなどをお知らせします。

昨年度、情報公開の請求は9人、個人情報開示請求は7人が行いました。

情報公開の請求件数は13件で、公開したものが5件、一部公開が6件、文書が存在しなかったものが1件、非公開1件となっています（表1）。また、個人情報の開示請求件数は7件で、全て開示しています（表2）。

### ●請求から公開・開示までの流れ●

①市が定める請求書に必要事項を記入して市へ提出（必要事項が記載されていない場合は、任意の用紙でも構いません。また、持参できない場合は、郵送もしくはファクシミリでの提出もできます）。

②市は提出された請求書の内容を審査し、公開・開示できるかどうかを決定して、その結果を文書で通知します。

③公開・開示の決定通知を受けた方は、指定の日時に通知文書を持参し、来庁いただきます。  
なお、写しの交付を希望する場合は、1枚につき10円、また、写しの送付を希望する場合は、送料も必要となります。

●問い合わせ 法制係  
☎ 22・2111（内線213）

## ハイ デミアンです

国際交流員 エッセートーク 16



～夏～

皆さんは夏というと何を思い浮かべますか？ 何をしますか？ 何が楽しみですか？

僕にとって日本の夏とは…。

子どもたちはカブトムシやクワガタムシを捕りに行き、キャンプに行ったり、海水浴に行ったり、町ではお祭りが行われ、花火大会があります。夏は蒸し暑いけど、北海道にはゴキブリがないからいいですね。

ニュージーランド人はどんな夏を過ごすか知っていますか？

ニュージーランドも日本と同じ島国です。ですから海に遊びに行きます。バーベキューも大好きです！ けれどもニュージーランドにはカブトムシもクワガタムシもいません。

ニュージーランドでは、花火は夏のものではありません。花火が上がるのはお正月くらいで、限られたときしか楽しめません。日本のようにいつでも花火が売っているわけではないので、最初日本に来たとき、夏になるとどこでも花火が買えることにびっくりしました。

ところで、ニュージーランドは南半球にあるので、日本とは季節が逆です。だから、ニュージーランドの夏は11月から2月、3月ころになります。皆さんも一度夏のクリスマスを体験しに、ニュージーランドへ旅行してはどうですか？

